

第3章

全体構想

1 都市づくりの基本理念と基本方向

上位計画である第10次福岡市基本計画では、「生活の質の向上」と「都市の成長」の持続的な好循環を創り出すことを都市経営の基本戦略と位置づけ、都市的魅力と豊かな自然環境が調和し、それぞれのエリアの個性や強みが生かされ、交通ネットワークにより移動の円滑性が確保された「コンパクトでコントラストのある都市」に向けて、都市づくりを進めることとしています。

都市計画マスタープランの「全体構想」は、上位計画等を踏まえた「都市づくりの基本理念と基本方向」、「将来の都市構造」、さらにそれらを踏まえた「部門別の基本的な方針」等で構成しており、ここでは、都市づくりの3つの「基本理念」と、6つの「基本方向」を示すとともに、「部門別の基本的な方針」のうち、主なものを「基本方向」ごとに整理しています。

豊かな自然環境と充実した都市機能を備えた コンパクトでコントラストのある持続可能な都市をめざして

基本理念1

交流を育み、
都市の成長を図る都市づくり



基本方向1

九州・アジアの交流拠点都市の形成

基本方向2

都市活力を牽引する都心部の機能強化と魅力向上

基本理念2

地域の特性を生かし、
生活の質を高める都市づくり



基本方向3

都市基盤を活用した地域の核となる拠点の機能強化

基本方向4

子ども・若者から高齢者まで
すべての人が快適で住みやすい日常生活圏の形成

基本理念3

人と自然が共生し、
安全・安心な暮らしができる都市づくり



基本方向5

環境にやさしく、みどり豊かな都市の形成

基本方向6

災害に強く安全・安心な都市空間の形成

基本方向1

九州・アジアの交流拠点都市の形成

人流・物流を支える博多港、福岡空港、博多駅と高速道路などの広域交通ネットワークの連携強化など、九州・アジアの玄関口にふさわしい機能強化を図るとともに、舞鶴公園・大濠公園地区や九州大学箱崎キャンパス跡地などにおいて魅力・活力創造拠点の形成を図ります。

また、農山漁村地域などの豊かな自然環境や神社仏閣等の歴史資源を生かし、魅力ある空間の形成を図ります。

<主な部門別の基本的な方針>

- 充実した都市機能や豊かなみどりなどにより多くの人や企業から選ばれるまち【土地利用】
- 農山漁村地域の魅力を生かしたまち【土地利用】
- 都市の魅力・活力を高める交通【交通体系づくり】
- みどり豊かな拠点を創る【みどりづくり】
- 歴史と文化を守り生かす、刻^{とき}の厚みを感じられる景観づくり【景観づくり】など



九州の玄関口（博多駅）



海と空の広がりを感じる道（志賀島）

基本方向2

都市活力を牽引する都心部の機能強化と魅力向上

都市活力を牽引する都心部において、建築物や道路、公園などの整備や更新のタイミングを捉え、市民をはじめ、エリアマネジメント¹団体・企業・行政などの多様な主体が連携しながら、都市機能と回遊性の向上を図るとともに、水辺や緑、文化芸術、歴史などにより、彩りと潤い、賑わいのある魅力的な都市空間の形成を図ります。

また、多くの人や物が集中し交流する都心部を支える交通環境づくりに取り組みます。

<主な部門別の基本的な方針>

- 充実した都市機能や豊かなみどりなどにより多くの人や企業から選ばれるまち【土地利用】
- 都市の魅力・活力を高める交通【交通体系づくり】
- みどり豊かな拠点を創る【みどりづくり】
- 九州・アジアの交流拠点都市にふさわしい魅力ある景観づくり【景観づくり】
- 歴史と文化を守り生かす、刻^{とき}の厚みを感じられる景観づくり【景観づくり】など



みどり豊かな空間（福岡大名ガーデンシティ）



交流を支える都心部の交通環境（都心循環 BRT²）

1 エリアマネジメント：地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取り組み。

2 BRT：Bus Rapid Transit の略。連節バスの導入、走行環境の改善などにより、利便性を高めたバスシステム。

基本方向3

都市基盤を活用した地域の核となる拠点の機能強化

土地利用規制の適切な運用により、これまでに蓄積された都市基盤のストックを最大限に活用し、各拠点の特性に応じた都市機能の誘導を図るとともに、公共交通を主軸とした持続可能な総合交通体系づくりを進め、市民生活の核となる拠点の機能強化・連携を図ります。

<主な部門別の基本的な方針>

- 誰もが安全・安心で快適に暮らせるまち【土地利用】
- 公共交通を主軸とした持続可能な総合交通体系の構築【交通体系づくり】
- 身近な暮らしの中のみどりを活かす【みどりづくり】
- 計画的なまちづくりにあわせた賑わいと活気のある景観づくり【景観づくり】
- 良好な住環境の保全・形成【住宅市街地づくり】 など



みどり豊かな地域の拠点
(六本松)



駅前広場(橋本駅)

基本方向4

子ども・若者から高齢者まで すべての人が快適で住みやすい日常生活圏の形成

子ども・若者から高齢者までのすべての人が快適で心豊かに住み続けられる都市をめざして、地域の特性に応じたみどり豊かで良好な住環境や魅力的な景観の形成、地域の生活を支える交通環境づくりに取り組みます。

また、良好な市街地環境の形成や集落コミュニティの維持・活性化等に向け地域主体のまちづくりへ積極的な支援を行います。

<主な部門別の基本的な方針>

- 誰もが安全・安心で快適に暮らせるまち【土地利用】
- 地域特性に応じた地域の主体的なまちづくりの取組み支援【土地利用】
- 市民の日常を支え、誰もが安全・安心な交通【交通体系づくり】
- 身近な暮らしの中のみどりを活かす【みどりづくり】
- 良好な住環境の保全・形成【住宅市街地づくり】 など



良好な住環境の形成
(アイランドシティ
まちづくりエリア)



生活交通の確保
(オンデマンド交通¹⁾)

1 オンデマンド交通:一定の運用区域で予約がある都度運行する輸送サービス。

基本方向5

環境にやさしく、みどり豊かな都市の形成

恵まれた自然環境の保全をはじめ、みどりの創出や、省エネルギー化、再生可能エネルギーの利用拡大、公共交通機関の利用促進などにより、脱炭素社会の実現、循環経済の確立、生物多様性の保全・回復・創出に一体的に取り組む持続可能なまちづくりを進めます。

<主な部門別の基本的な方針>

- 都市と自然が調和したコンパクトで暮らしやすいまち【土地利用】
- 環境にやさしい交通【交通体系づくり】
- みどり豊かな拠点を創る【みどりづくり】
- カーボンニュートラル¹を実装したまちづくり【環境都市づくり】
- 多様性にあふれた自然共生のまちづくり【環境都市づくり】
など



都市と自然の調和
(油山からの眺め)



ペロブスカイト太陽電池²

基本方向6

災害に強く安全・安心な都市空間の形成

道路、上下水道、河川、公園などの都市基盤の整備をはじめとして、ハード・ソフトの両面から災害に強いまちづくりを進めます。

また、施設の計画的かつ効率的な維持管理・更新に取り組み、安全・安心な都市空間の形成を図ります。

<主な部門別の基本的な方針>

- みどりで安全・安心なまちを支える【みどりづくり】
- 水害に強い都市づくり【防災都市づくり】
- 震災に強い都市づくり【防災都市づくり】
- 安全・安心な避難所・避難場所の確保【防災都市づくり】
- 安全な避難路・緊急輸送道路の確保【防災都市づくり】
など



地下河川の整備(香椎川)



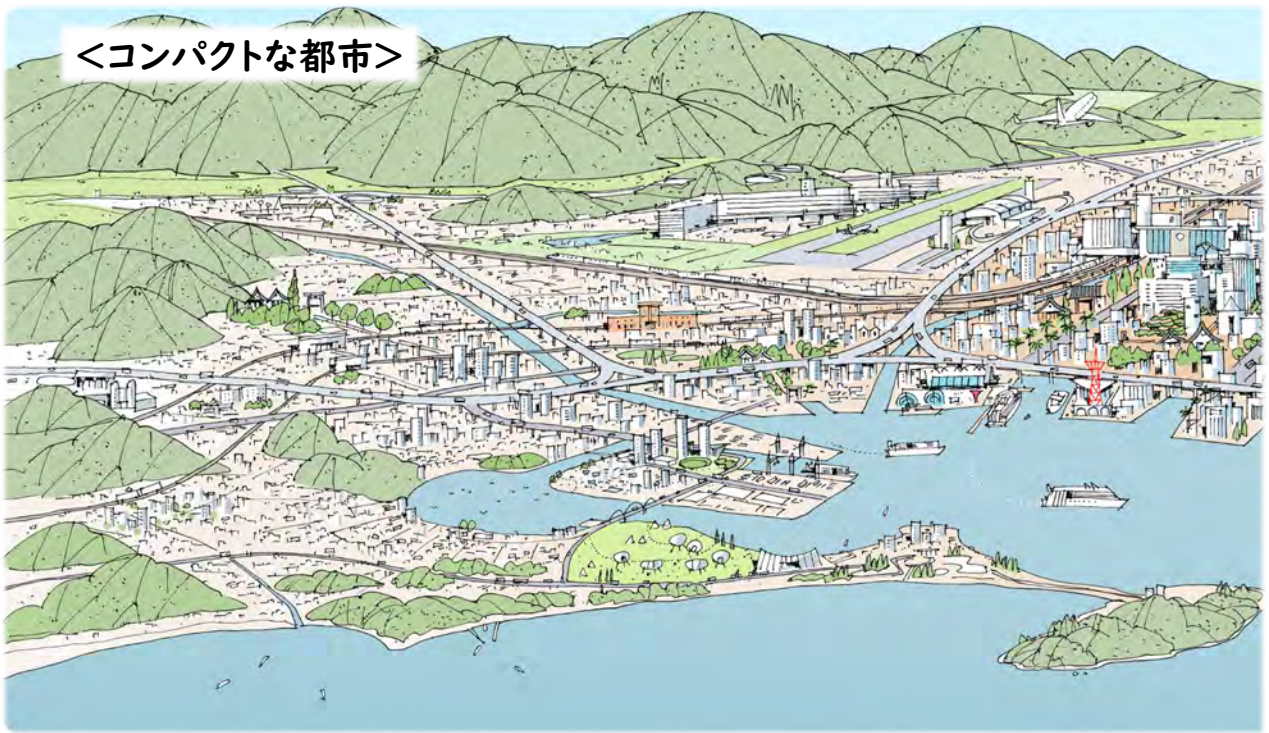
避難所開設訓練

1 カーボンニュートラル:省エネの取り組みや、太陽光発電などの再生可能エネルギー等の活用により、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量をできるだけ減らし、その「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

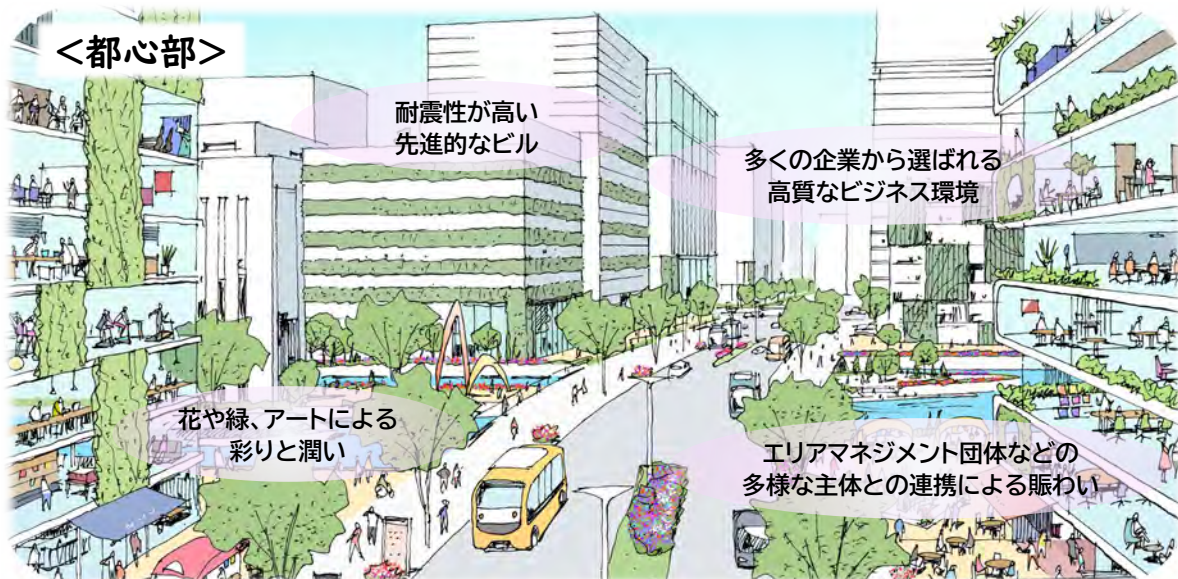
2 ペロブスカイト太陽電池:薄型・軽量で、従来型では設置が困難であった耐荷重の小さい屋根や壁面等への設置拡大が見込まれる、国産可能な次世代型太陽電池のこと。

※ 本計画では、「公園・緑地、オープンスペース、森林、農地」「道路、商業地、住宅地、港湾・工業地、公共施設等の花や緑」「河川・水面等それらと一体の花や緑」を「みどり」としています。

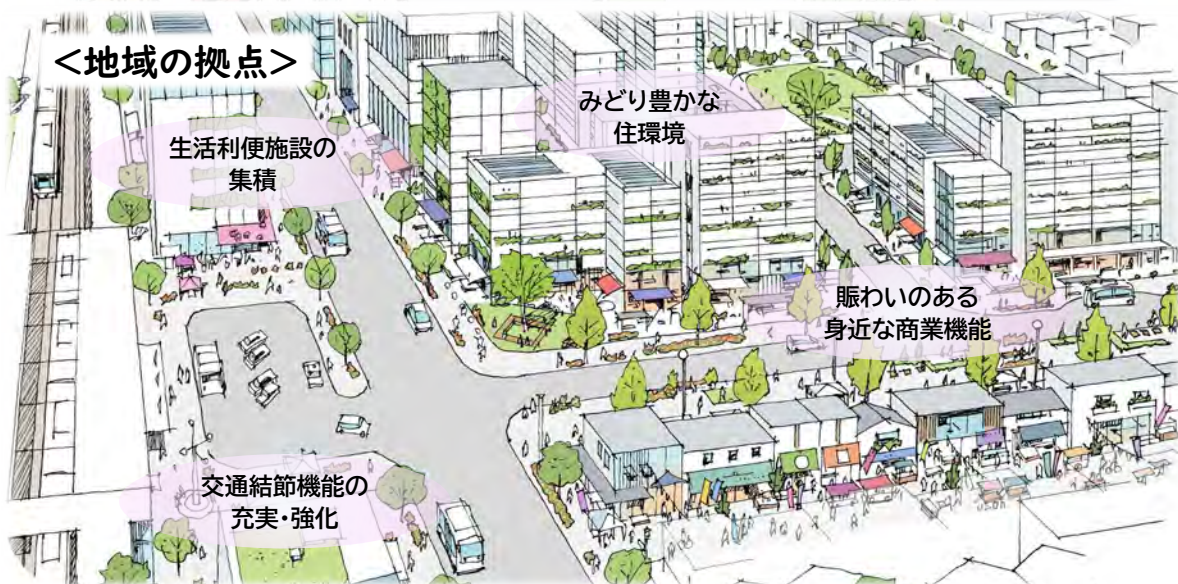
<コンパクトな都市>

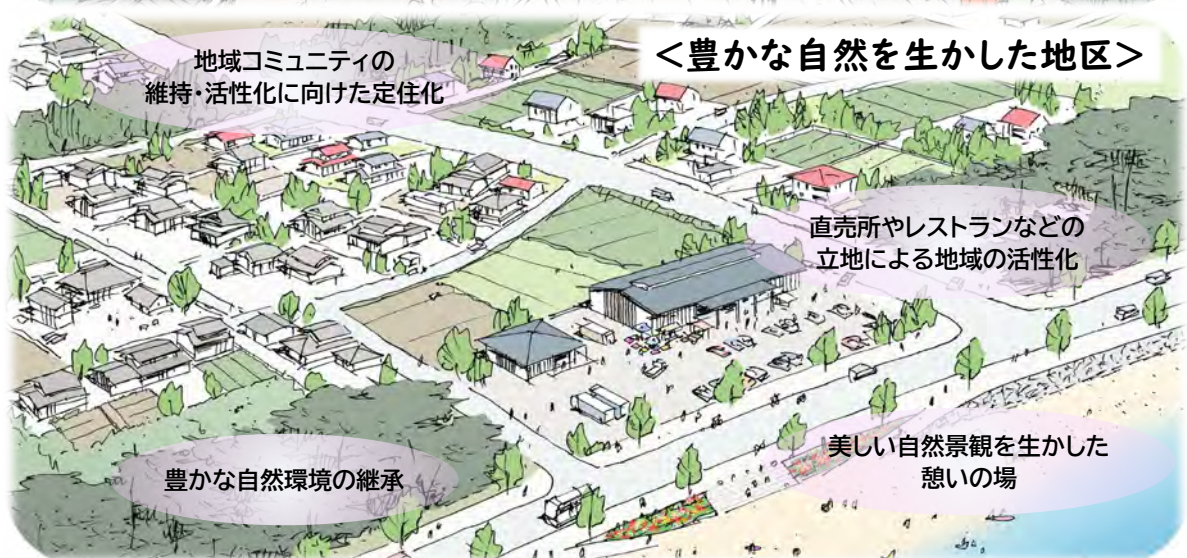
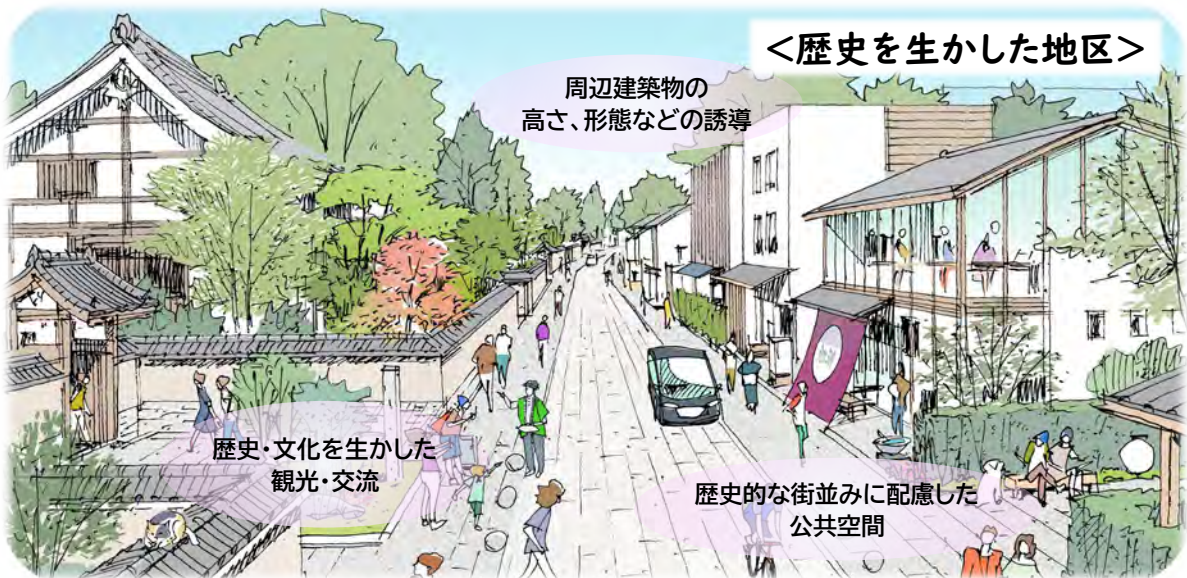
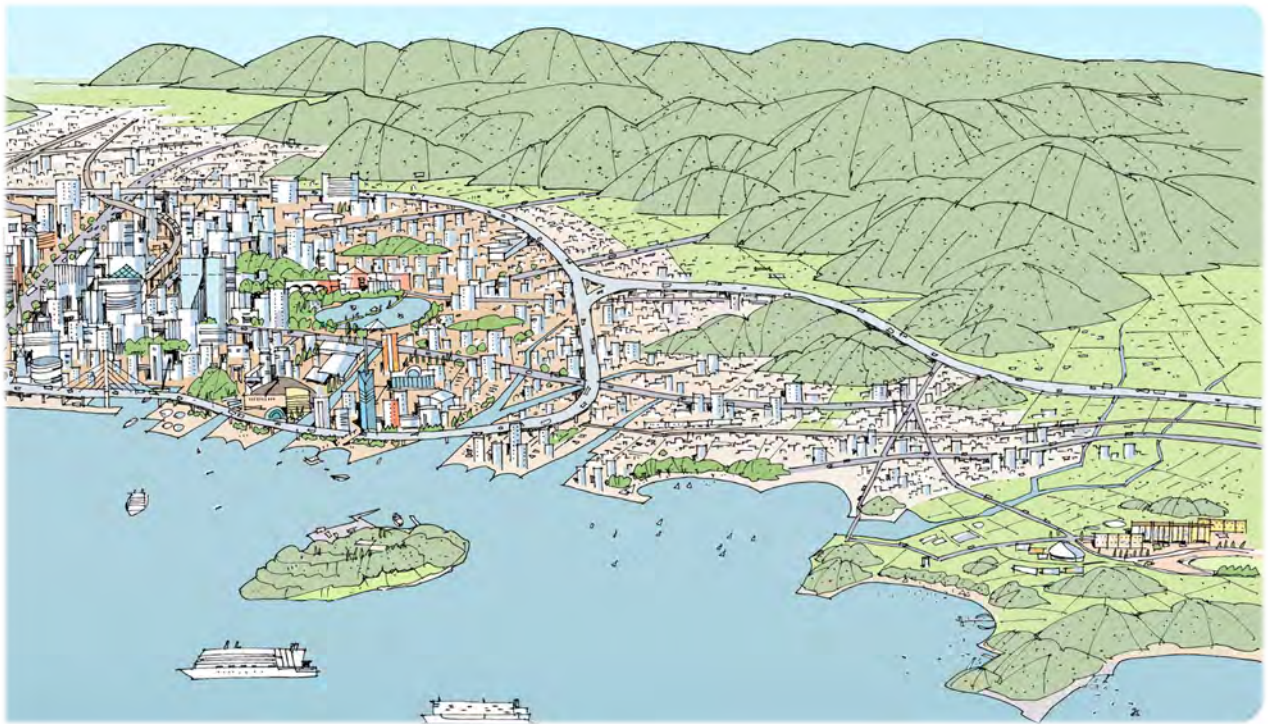


<都心部>



<地域の拠点>





※都市づくりの基本理念と基本方向を分かりやすく示したイメージ図です。

全市域の将来の都市構造

都市づくりの基本理念及び基本方向に基づいた都市計画関連施策の展開を図るために、将来の都市構造として、第10次福岡市基本計画における空間構成目標を示します。

■ めざす姿

海や山に囲まれた地形的な特徴を生かし、都心部を中心にコンパクトな市街地が形成され、都市的魅力と豊かな自然環境が調和し、安全・安心な暮らしのもと、市民が日常的にそれを享受しています。

福岡市の都市活力を牽引する「都心部」、都市の成長を推進する「魅力・活力創造拠点」、界限性のある街空間の中で市民生活が営まれる「広域拠点」「地域拠点」「日常生活圏」、豊かな自然環境を継承する「農山漁村地域」など、それぞれのエリアの個性や強みが生かされ、交通ネットワークにより移動の円滑性が確保された「コンパクトでコントラストのある都市」が実現しています。

<都心部>

都市活力の中心及び国際交流のゲートウェイとして、国際競争力を備えた商業・業務、観光・MICE¹、文化、港湾など高度な都市機能、広域交通機能が集積しています。

また、水辺や通り、広場などのオープンスペースは、花や緑、文化芸術などにより、彩りと潤いがあり、多様な人と企業が集積・交流しています。

<地域の拠点>

市民生活の核となる拠点には、まちの歴史や生活圏域、交通結節機能など、拠点の特性に応じて、市民生活に必要な都市機能が適正に集約されています。

東部・南部・西部の「広域拠点」は、交通結節機能の高さを生かし、都市活力を担いつつ、行政区や市域を越えた広範な生活圏域の中心として、商業・業務機能や市民サービス機能など諸機能が集積しています。

「地域拠点」は、区やそれに準ずる生活圏域の中心として、日常生活に必要な商業機能や市民サービス機能など諸機能が集積しています。

<日常生活圏>

公民館を拠点として、自治協議会を中心に地域コミュニティが形成される日常生活圏では、市民の良好な居住環境と日常生活に必要な基本的な生活利便性が確保されています。

¹ MICE: 企業などの会議 (Meeting)、企業などが行う報奨・研修旅行 (Incentive Travel)、国際機関・団体、学会などが行う国際会議 (Convention)、展示会・見本市、イベント (Exhibition/Event) の頭文字をとったもの。

<魅力・活力創造拠点>

拠点の特性に応じて、物流、情報、研究開発など、福岡市の成長を推進する多彩な都市機能が集積しています。

「アイランドシティ」は、豊かな自然に恵まれ、環境に配慮した先進的モデル都市及びコンテナターミナルと一体となった国際物流拠点を形成しています。

「九州大学箱崎キャンパス跡地」は、多様な都市機能やゆとりある空間、先端技術の導入などにより、快適で質の高いライフスタイルを創出しています。

「舞鶴公園・大濠公園地区」は、都心部に近接した貴重な緑地空間として、市民の憩いの場となり、また、歴史資源を生かし、文化芸術と融合した観光・交流拠点を形成しています。

「シーサイドももち」は、福岡市の情報関連産業の集積拠点となり、また、文化・エンターテインメントなどの既存資源を生かした観光・MICEの拠点を形成しています。

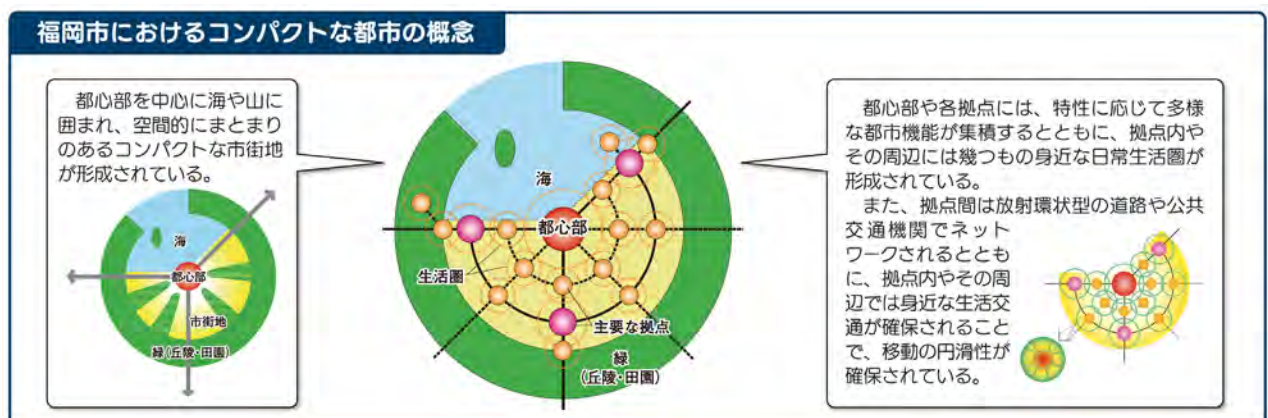
「九州大学伊都キャンパス及びその周辺」は、糸島半島を圏域とする九州大学学術研究都市の核として、学生や研究者などが新たな知を創造、発信する研究開発拠点となり、また、産学官が連携した新たなビジネスやイノベーションの創出拠点を形成しています。

<農山漁村地域>

農林水産業の営みや既存集落が維持・活性化されるとともに、美しい自然景観を生かした市民や観光客の憩いの場になり、福岡市の豊かな自然環境が市民の財産として、継承されています。

<交通ネットワーク>

陸海空の広域交通ネットワークを備える都心部を中心に、それぞれの拠点間は公共交通機関でネットワークされ、拠点内やその周辺では身近な生活交通が確保されることで、多様な都市活動や市民生活を支える移動が円滑に行われています。



● 都市空間構想図



① 主要な拠点

主要な拠点は、「生活の質の向上」と「都市の成長」を両立させ、持続的な好循環を創り出すために都市活動や市民生活にとって重要な拠点となる地区です。

都心部	○天神、博多駅、博多ふ頭・中央ふ頭を中心として、東は御笠川、南は百年橋通り、西は大正通りに囲まれたエリア
東部・南部・西部の広域拠点	○香椎・千早（東部）、大橋（南部）、西新・藤崎・シーサイドももち（西部）
地域拠点	○和白、箱崎、雑餉隈、六本松・鳥飼・別府、長住・花畑、野芥、姪浜、橋本、今宿・周船寺
魅力・活力創造拠点	○アイランドシティ、九州大学箱崎キャンパス跡地、舞鶴公園・大濠公園地区、シーサイドももち、九州大学伊都キャンパス及びその周辺
拠点連携地域	○拠点間の連携を図りながら、一体的な拠点地域の形成を図る地区

② 主要な軸

都市軸 （放射軸、環状軸）	○福岡市の骨格となる重要な交通ネットワークを受け持つ道路であるとともに、都市活動や市民生活を営む上で必要な機能が連続する沿道の市街地を示します。 また、市内の各拠点の機能分担や連携を図るために重要な軸です。 ○「放射軸」は福岡市と周辺都市などを放射状に結ぶ軸 ○「環状軸」は中心市街地を取り巻き、東部、南部、西部の連携を強化する軸
交流軸	○福岡都市圏や九州・西日本への都市間交流を図る Y 字型都市軸とともに、アジア・世界へ向けた国際交流の主要な骨格となる軸

③ 緑の骨格

緑や水辺で構成される「緑の骨格」は、福岡らしい風景をつくり、市民の憩いの場を創出するとともに、気候変動への対策や生物多様性の確保など、大きな役割を果たしています。

森の緑地環・緑の腕	○市街地と博多湾を環状に囲む森林で構成される「森の緑地環」と、そこから市街地に伸びる丘陵地の樹林や大規模公園で構成される「緑の腕」により、都市の環境保全と福岡らしい風景を形成するゾーン
河川緑地軸	○市街地を貫流する主要な河川と河川沿いの緑で構成され、都市の美しい景観と身近な潤いを創出する軸
博多湾水際帯	○自然海岸や干潟、海浜公園などにより、博多湾を囲み、連続した緑地と水際空間を形成するゾーン

④ 土地利用区分

地域特性に応じて市域を大きく8つのゾーンにまとめて示します。福岡市の中心である都心部に近いほど多様な都市機能の密度が高く、遠いほど密度が低く豊かな自然環境が身近に感じられるようなゾーン配置としています。

中心市街地	○都心部、東部・南部・西部の広域拠点を補完する諸機能をもつゾーン
中・高密度住宅地	○中心市街地の外側に広がる中高層住宅を主とし、低層住宅も共存する住宅地
低密度住宅地	○中・高密度住宅地の外側に位置する戸建住宅を主とし、豊かな緑に包まれ、身近に自然が楽しめるゆとりのある住宅地
住工複合市街地	○空港西側や幹線道路沿いに位置する住宅、流通・工業施設、商業・業務施設など、住む場所と働く場所が複合した市街地
流通・工業地	○空港周辺や博多港などに位置する流通施設や工場からなるゾーンで、生産・物流機能を担う地域
農地・集落	○農林水産業の振興を図るとともに、緑地空間の保全など、自然や歴史的資源を生かした地域づくりを図るゾーン
山地・丘陵地	○市域を取り囲む山や森林などにより緑の骨格が構成され、緑の保全を進めていく地域
水辺	○自然海岸や豊かな干潟環境を保全するとともに、市民が身近にふれあい憩えるゾーン

都心部の将来の都市構造

都市活力を牽引する都心部において、天神・渡辺通、博多駅周辺、ウォーターフロント¹を中心とした都心部の各地区の連携により、相乗効果を生み出し、都心部が一体となって機能強化と魅力向上を図るため、全市を俯瞰した都市空間構想図を補完するものとして、都心部における将来の都市構造を示します。

■ めざす姿

<都心核>

都心部については、核となる3地区が連携しながら、高度な都市機能や、利便性の高い公共交通、歩きたくなる回遊空間など、交流を支える交通環境を備えるとともに、花や緑、水辺、文化芸術、歴史などの地区の個性や既存資源を生かした彩りと潤い、賑わいなどが感じられる魅力ある高質な都市空間が形成され、国際競争力が高く、多様な人と企業の集積・交流の中心となっています。

「天神」は、国際競争力を備えた商業や業務などの都市機能が集積し、歩行者ネットワークの充実・強化による回遊性の向上や、豊かなみどりなどにより、彩りと潤い、賑わいなどが感じられる魅力ある拠点を形成しています。

「博多駅周辺」は、広域交通の拠点である博多駅の利便性を生かした国際的な広域業務の中心として、業務とともに商業などの都市機能が集積し、歩行者ネットワークの拡大や、歴史ある博多旧市街との回遊性向上などにより、博多駅の活力と賑わいが周辺につながっています。

「中央ふ頭・博多ふ頭」は、コンベンションなどの MICE 機能や国際・国内旅客ターミナル機能等が集積し、都心部の貴重な海辺空間を生かした賑わいや憩いなどにより、市民や国内外からの来街者が集い交流する海に開かれた地区を形成しています。

<都心拠点>

都心核を結ぶエリアに位置し、それぞれの特性を持った各地区の連携により、相乗効果を高める回遊の拠点を形成しています。

「天神北」は、都心核(天神)に近接するとともに、文化、スポーツ、食、緑や水辺など多様な魅力を生かし、人々が憩い・集う拠点を形成しています。

「渡辺通」は、地下鉄七隈線の利便性を生かし、周辺環境と調和したビジネス機能などが集積する拠点を形成しています。

「博多部」は、神社仏閣などの歴史資源や伝統的な祭りなどの文化を生かした博多の歴史・文化を伝承する拠点を形成しています。

「中洲川端」は、多彩な娯楽・飲食の魅力など、文化機能と飲食街の集積を生かしたゆとりと賑わいのある拠点を形成しています。

¹ ウォーターフロント:概ね中央ふ頭・博多ふ頭のエリア。

● 都心部の都市構造図



① 主要な拠点

都心核	○天神、博多駅周辺、中央ふ頭・博多ふ頭
都心拠点	○天神北、渡辺通、博多市、中洲川端

② 主要な軸など

都心主軸	○都心の骨格をなす、多様な都市機能が沿道に集積する軸
交通連携軸	○都心核や都心拠点間の交通連携を行う軸
回遊軸	○花や緑、街並みなどを楽しめる、魅力ある高質な歩行者空間を形成する軸
河川軸	○緑豊かな空間や、河川の水辺を楽しみながら回遊できる空間を形成する軸
周辺部	○界限性の魅力を有し、都心核や都心拠点の機能を補完し、連携する地区

3 部門別の基本的な方針

都市づくりの6つの基本方向を踏まえ、「土地利用」「交通体系づくり」「みどりづくり」「景観づくり」「住宅市街地づくり」「環境都市づくり」「防災都市づくり」「その他の部門」の各部門の基本的な方針を整理しています。

土地利用の基本的な方針

方針① 都市と自然が調和したコンパクトで暮らしやすいまち

「コンパクトでコントラストのある都市」を実現するため、市街化区域の拡大を必要最小限に抑え、市街化調整区域の自然環境や農地を保全するとともに、既存の社会資本を最大限に活用できる既成市街地や現在の計画的開発区域を中心に、人口や必要な都市機能の受け入れを図ります。

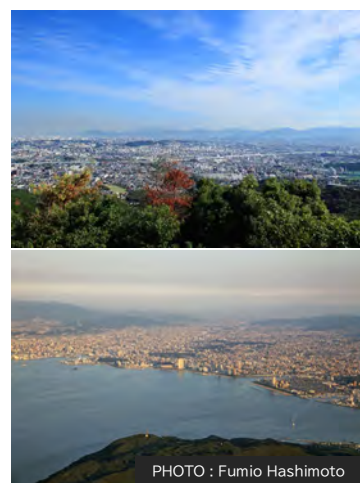
市域周辺部の山地など、標高が概ね 80m 以上の区域などについては、景観や災害防止、水源かん養、生物多様性などの観点から、貴重な自然環境として保全に努めます。

また、都心部などからの近接性や交通の利便性、都市基盤の状況などを踏まえ、都心部から市街地周辺部にかけて段階的な密度構成により、メリハリのきいた、ゆとりと潤いのある市街地の形成を図るとともに、拠点の特性に応じた主要用途を配置するなど、適正な機能の集積・強化を図ります。

将来の人口減少を見据え、原則として、市街化調整区域においては市街化の抑制を図るものとしませんが、人口減少や高齢化が進行する既存集落における定住化の促進を図るなど、活性化に向けた取組みを支援するとともに、都市構造上の拠点など、機能強化に資するまちづくりに向け、鉄道駅周辺や幹線道路沿道などで、良好な市街地整備が確実に実施される地区については、農林漁業などとの調整を図りながら、地域特性や周辺環境、災害リスク等を十分に勘案した上で市街化区域に編入するなど、計画的なまちづくりを誘導します。

<取組みの基本的な方針>

- 市街化調整区域の自然環境や農地の保全
- 概ね標高 80m以上の区域などの開発抑制
- 自然が有する防災・減災・暑熱緩和など多様な機能の確保・活用
- 自然公園区域や史跡などの景勝地のほか、自然海岸や干潟環境などの保全や身近にふれあい憩える場としての活用
- 区域区分や用途地域などの適切な運用
- 市街化調整区域の活性化
- 立地特性を生かした都市機能の誘導
- 大規模な土地利用転換における適切な土地利用の誘導と周辺環境との調和



都市と自然の調和

(上段:油山からの眺め)

(下段:能古島上空からの眺め)

方針②

充実した都市機能や豊かなみどりなどにより 多くの人や企業から選ばれるまち

都市活力を牽引する都心部においては、天神・渡辺通、博多駅周辺、ウォーターフロントを中心に、多様な主体が連携しながら、国際競争力を備えた都市機能や、回遊性の向上を図るとともに、花や緑、水辺、文化芸術、歴史などが持つ彩りと潤い、賑わいを感じられ、さまざまな人と企業が集積・交流する、魅力的なまちづくりに取り組みます。

都市の成長を推進する魅力・活力創造拠点においては、物流や情報、研究開発、観光・MICEなど、拠点の特性に応じた多彩な都市機能の集積やみどり豊かな市街地環境の形成を図り、都市全体に活力を生み出す拠点づくりを図ります。

<取組みの基本的な方針>

都心部

- 国際競争力を備えた商業・業務、観光・MICEなどの高度な都市機能の誘導
- 花や緑、アートによる魅力的なまちづくりや歴史、文化など貴重な資源を生かしたまちづくり
- 海や川の貴重な水辺を生かした魅力的なまちづくり
- 市民や来街者が安心して楽しく回遊できる快適で質の高い歩行者空間の創出
- 上空通路や地下通路などによる利便性の高い立体的な歩行者ネットワークの充実・強化
- 市民、エリアマネジメント団体、企業、行政など多様な主体との連携による、さらなる賑わいや新たな活動の創出、交流を促す場づくり

魅力・活力創造拠点

- 拠点の特性に応じた物流、情報、研究開発などの多彩な都市機能の誘導
- 身近なみどりの保全・創出



みどり豊かな空間
(福岡大名ガーデンシティ)



道路空間を利用したイベント

方針③ 誰もが安全・安心で快適に暮らせるまち

市民生活の核となる広域拠点や地域拠点、都市の骨格を形成する都市軸、幹線道路沿道や鉄道駅周辺などにおいては、これまでに整備されてきた都市基盤のストックを最大限に活用し、適切な高度利用や土地の有効利用を図ります。また、地域の特性に応じ、市民生活に必要な都市機能の集積やみどり豊かな市街地環境の形成を図ります。

市民生活の基盤となる日常生活圏域においては、基本的な生活利便性の確保やみどり豊かで良好な住環境の形成を図り、利便性が高く、子ども・若者から高齢者まですべての人が安全・安心で心豊かに暮らせる日常生活圏の形成を図ります。

<取組みの基本的な方針>

- 地域特性に応じた適切な用途や密度の誘導
- 地域の拠点における商業・業務機能の充実・強化
- 良好な住環境の保全・形成
- 地域特性に応じた生活利便性の確保
- 身近なみどりの保全・創出



みどり豊かな地域の拠点
(六本松)

方針④ 農山漁村地域の魅力を生かしたまち

農業振興地域の農用地区域を中心とした優良農地については、生産の場としての機能に加え、緑地空間などとしても保全に努めます。

人口減少や高齢化が進行する既存集落及びその周辺における、コミュニティの維持・活性化に向けた定住化の促進や、住環境の改善などを目的とするまちづくりについては、これまで整備された道路などの公共基盤や住宅ストックを生かすとともに、農林漁業との調整を図りながら、地域との共働により取り組みます。

既存集落や美しい自然景観を有する地域においては、身近に触れられる豊かな自然環境を農山漁村地域の魅力として磨き上げ、観光振興などによる地域活性化の取組みを支援します。

<取組みの基本的な方針>

- 集落コミュニティの維持・活性化に向けた定住化の促進
- 既存集落における生活環境の向上
- 空き家・空き地などの既存ストックの有効活用
- 土地利用の規制緩和制度の活用による地域産業振興
- 豊かな自然を感じる景観づくり
- 農林水産業の振興



地域産業振興施設の立地
(志賀島)

方針⑤ 地域特性に応じた地域の主体的なまちづくりの取組み支援

地域の特性や課題に応じたきめ細かなまちづくりを進めるため、市民などと共働し、みどり豊かで良好な市街地環境の形成や集落コミュニティの維持・活性化等に向けた地域の主体的なまちづくりの取組みを積極的に支援します。

<取組みの基本的な方針>

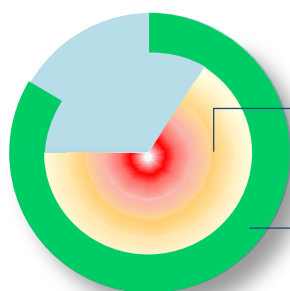
- 多様な主体との共働によるまちづくりの推進・誘導
- 地域まちづくりを推進する組織づくりや活動への支援
- まちづくりルール策定などの取組み支援
- 市民や事業者に向けたまちづくりに関する情報発信



地域のまちづくり活動

● 土地利用の基本的な方針のイメージ

都市と自然が調和したコンパクトで暮らしやすいまちづくり



都市

- ・段階的な密度構成によるゆとりと潤いのある市街地の形成

自然

- ・貴重な自然環境の保全・活用

各エリアがめざすまちづくり

都心部

- ・国際競争力を備えた都市機能の集積
- ・花や緑、文化芸術などによる彩りと潤い、賑わいのある魅力的な都市空間の形成

地域の拠点など

- ・市民生活に必要な都市機能の集積
- ・みどり豊かな市街地環境の形成

日常生活圏

- ・基本的な生活利便性の確保
- ・みどり豊かで良好な住環境の形成

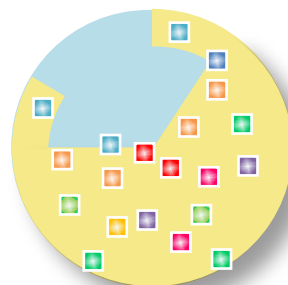
魅力・活力創造拠点

- ・福岡市の成長を推進する多彩な都市機能の集積
- ・みどり豊かな市街地環境の形成

農山漁村地域

- ・既存集落の定住化促進
- ・魅力の磨き上げと活性化

地域特性に応じた地域の主体的なまちづくりの取組み支援



交通体系づくりの基本的な方針

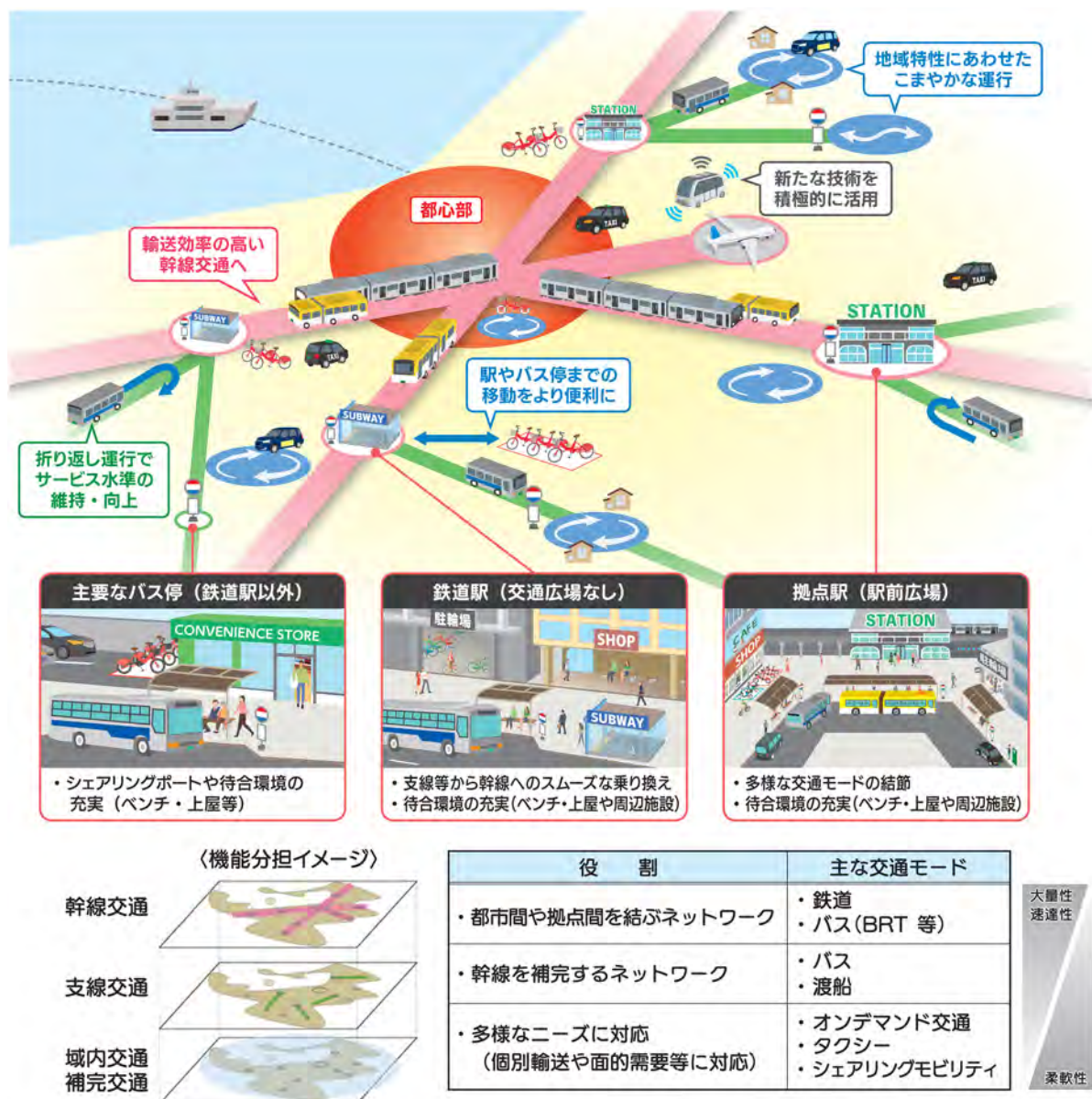
方針① 公共交通を主軸とした持続可能な総合交通体系の構築

都市的な魅力と自然環境が調和したコンパクトな都市という強みを生かすとともに、市民生活を支え、来街者にも分かりやすく使いやすい交通体系づくりに取り組み、公共交通を主軸とし多様な交通手段が相互に連携した持続可能な総合交通体系の構築をめざします。

<取組みの基本的な方針>

- 持続可能で効率的な公共交通ネットワークの構築
- 交通結節機能の充実・強化
- シェアリングモビリティ¹の活用
- 公共交通の利便性向上と利用促進
- 自転車や徒歩で移動しやすい交通環境づくり など

●持続可能な総合交通体系の構築イメージ



¹ シェアリングモビリティ：シェアサイクルなど、個人が所有するのではなく、共有して使用する輸送サービス。

方針② 都市の魅力・活力を高める交通

都市的な魅力と自然環境が調和したコンパクトな都市に磨きをかけるため、エリアの個性や強みが活かされた拠点への交通ネットワークの充実・強化や、多くの人や物が集中し交流する都心部を支える交通環境づくりに取り組み、都市の魅力・活力を高める交通をめざします。

<取り組みの基本的な方針>

- 拠点へのアクセス強化
- 幹線道路ネットワークの形成
- 道路交通の円滑化
- 都心部への自動車流入の抑制
- 自然などの地域資源等への観光周遊を促す交通環境づくり

など



都市高速道路の延伸
(空港線)

方針③ 市民の日常を支え、誰もが安全・安心な交通

高齢化が進展し、生活圏での移動ニーズが高まるなか、地域の実情に応じた生活交通の確保に取り組むとともに、子どもから高齢者まですべての人にやさしい安全・安心な交通環境づくりや、災害に強い交通基盤づくりに取り組み、市民の日常を支え誰もが安全・安心な交通をめざします。

<取り組みの基本的な方針>

- 生活交通の維持・確保
- 公共交通や道路のバリアフリー化の推進
- 安全・安心な道路整備
- 災害に強い交通基盤づくり など



路側帯のカラー化
(高宮 3010 号線)

方針④ 環境にやさしい交通

地球規模での気候変動による影響が深刻化するなか、脱炭素社会の実現に向け、環境負荷の少ない公共交通や徒歩・自転車による移動の促進など、環境にやさしい交通をめざします。

<取り組みの基本的な方針>

- 公共交通や自動車の脱炭素化
- 公共交通の利便性向上と利用促進(再掲)
- 自転車や徒歩で移動しやすい交通環境づくり(再掲) など



地下鉄車両の省エネルギー化
(車両の軽量化と高効率モーターの採用)

みどりづくりの基本的な方針

方針① みどりの骨格を守る

生物多様性の保全や水源かん養などの多様な公益的機能を発揮し、市民の生活基盤を形成している「みどりの輪」「みどりの帯」を保全し、質の向上に取り組めます。

また、多様な主体の共働により樹林地の保全・管理活動の充実を図るとともに、身近な自然を体験し、学ぶ場を創出することで、みんなに親しまれる森づくりに取り組めます。

あわせて、博多湾を囲む連続した緑地と水際空間であり、市民の憩いの場や渡り鳥をはじめとする多様な生物の生息地となっている「博多湾水際帯」の保全に取り組めます。

<取組みの基本的な方針>

- 森林や樹林地の保全・管理
- 民間開発における協議・指導
- 生物多様性の保全・回復・創出
- 森林とのふれあいの場の充実
- 市民・企業などの参加による樹林地の管理活動の促進
- 博多湾の環境保全
- 市民が海辺とふれあえる公園整備



都市の中のみどり
(南公園周辺)

方針② 山と海をみどりの道で結ぶ

水と緑の美しい景観を形成し、生物の生育・生息空間となる河川を保全するため、良好な水質の確保、適正な維持管理、みどりの創出を図るとともに、水に親しむ場の創出に取り組めます。

また、都市景観の向上や生物の生育・生息空間の確保に向けて、樹林地や街路樹などのみどりのネットワークの充実に取り組む、みどりの連続性を確保します。

あわせて、生物の生育・生息空間や水源かん養などの機能を果たし、みどりの風景の源である農地について、保全や活用に取り組めます。

<取組みの基本的な方針>

- 河川の保全と河川敷の緑化
- 水辺環境の魅力づくり
- 樹林地の保全・管理
- 公園や街路樹の整備・管理
- 公共施設の緑化推進と民有地の緑化促進
- 生物多様性の保全・回復・創出(再掲)
- 持続できる強い農業の推進
- 農とふれあう機会の創出



街路樹(筑紫通り)

方針③ みどり豊かな拠点を創る

都心部や大規模な公園などにおいて、みどりあふれる個性と風格のある景観をつくり、憩いや賑わいのある魅力的なまちづくりを進めます。

また、みどりを効果的に取り入れることで、市民や来訪者が潤いや安らぎを感じられ、歩いて楽しい街並みの創出に取り組みます。

あわせて、まちの特徴を踏まえ、公園の整備・管理に取り組むとともに、公共施設や民有地など、様々な場所でみどりによる彩りや潤いが感じられるまちづくりに取り組みます。

<取組みの基本的な方針>

- 公共施設の緑化推進と民有地の緑化促進（再掲）
- みどりあふれる憩いや賑わいの拠点創出
- 公園や街路樹の整備・管理（再掲）
- 水辺環境の魅力づくり（再掲）
- まちなか街中の花壇の整備・運営



みどりの拠点
(福岡市植物園)

方針④ 身近な暮らしの中のみどりを活かす

多様な主体の参画のもと、使いやすく利用してもらえるような公園等の整備を進めるとともに、管理や運営体制の充実を図ることで、みんなに親しまれるみどりづくりに取り組みます。

また、みどりを大切にし、資産を有効活用することで、身近な生活において、安らぎを感じられる、癒しのあるまちづくりを進めます。

鴻臚館跡・福岡城跡のある舞鶴公園や志賀島の金印公園、身近な場所に存在する社寺林や保存樹、山林や海岸林の美しい自然景観など、歴史的背景や文化的価値のあるみどりを守り、継承するとともに、みどりを通した文化的な生活を育み、風格あるまちを醸成します。

<取組みの基本的な方針>

- 公園や街路樹の整備・管理（再掲）
- まちなか街中の花壇の整備・運営（再掲）
- みどりの資産の有効活用
- 法律・条例等によるみどりの担保



公園の利用ルールづくりの検討
(下月隈中央公園)

方針⑤ みどりで安全・安心なまちを支える

雨水流出抑制（浸水被害の軽減）や防風、土砂流出防止、延焼防止、潮害防止など、様々な防災機能を高めるため、グリーンインフラ¹として、みどりの保全や整備、適正な管理に取り組みます。

また、災害時の避難場所や避難路となるみどりの確保や、災害後の救援・復興活動の拠点としての機能を発揮する公園づくり、災害時の防災拠点となる公園の周知などに取り組みます。

あわせて、公園利用者の安全確保や防犯機能の強化、地域の見守り体制構築など、年齢や性の違い、国籍、障がいの有無などに関わらず、すべての人が安全・安心に生活できる環境づくりに取り組みます。

<取組みの基本的な方針>

- 森林や樹林地の保全・管理（再掲）
- 公園や街路樹の整備・管理（再掲）
- 河川の保全
- 農地の保全
- 博多湾の環境保全（再掲）
- 災害時の協力体制の強化
- 地域防災力・防犯力の向上



防災意識を高めるイベント
（舞鶴公園）

方針⑥ 行政・市民・企業など多様な主体がみどりのまちづくりに携わる

みどりに関わりを持ち、みどりを知る機会を創出することで、みどりのまちづくり活動を始めたくなるきっかけづくりに取り組みます。

また、多様な主体が活動に参加しやすい場づくりや、活動の促進、継続のための支援に取り組みます。

さらに、専門知識や技能を持ったみどりのまちづくりを牽引するリーダー的人材の育成や、市民・企業などの活動の支援、花や緑に限らない多様な分野の主体との連携に取り組みます。

<取組みの基本的な方針>

- みどりに関するイベントの充実や情報発信の強化
- 市民・企業などとの共働による植樹運動
- 環境学習の推進
- 多様な主体が活動できる環境の創出
- 持続可能な管理体制の構築
- みどりに携わる人材の能力向上
- 花や緑に限らない多様な分野の主体との連携



地域や企業による花壇づくり
（博多区 東光）

¹ グリーンインフラ：自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。

● みどりの将来像図



みどりの将来像図の構成要素		
みどりの骨格・みどりの道	みどりの輪 (森の緑地環)	○市街地と博多湾を囲む森林の緑です。多様な生物を育む自然環境を提供するとともに、水源かん養や CO ₂ 吸収等、市民生活を支える重要な機能を担うみどりを守ります。
	みどりの帯 (緑の腕)	○みどりの輪から市街地へ伸びる緑地の帯です。都市と自然が近い福岡市の特徴を支えるみどりとして、積極的に保全を進めます。
	博多湾水際帯	○博多湾を囲む海浜、干潟、海岸林、臨海地区のみどりです。生物の生息・生育環境や市民の多様な活動の場として、保全・活用します。
	山すそのみどり	○市街地を囲む山並みのすそ野にあるみどりです(みどりの輪・帯のうち市街地に面する標高 80m以下の森林で構成)。無秩序な開発の抑制を図ることで保全します。
みどりの道	水辺のみどり	○山地から博多湾へと貫流する河川等の水辺のみどりです。良好な河川環境を保全するとともに、親水性の高い魅力ある水辺空間を創出する等、都市に潤いを運ぶ軸を形成します。
	まちなか 街中のみどり	○幹線道路の街路樹や花壇等の連続するみどりです。人々が花や木々を感じながら快適に移動・滞留できる軸を形成します。
主要な拠点	都心部	○九州の中心都市、国際都市に相応しいみどりの市街地を形成し、福岡市を象徴し、風格、癒し、賑わいのある風景のモデルとなるみどりのまちづくりを展開します。
	魅力・活力創造拠点	○新たに進むまちづくりと合わせて、魅力や活力あふれるみどりのまちづくりを展開します。
	みどりの拠点	○市街地に点在し、様々なみどりの機能を果たす大規模な公園等であり、子育てや健康づくり、休息、地域コミュニティ、防災、環境形成の核として活用します。

景観づくりの基本的な方針

方針① 九州・アジアの交流拠点都市にふさわしい魅力ある景観づくり

アジアとの交流の歴史や広域的な交通結節機能を背景とした都市機能の集積や身近に感じることのできる豊かな自然など、本市の特性を生かし、交流拠点都市にふさわしい風格と賑わい、潤いのある景観づくりを進めます。

都心部では、商業・業務・文化施設などが集積する拠点やそれらをつなぐ回遊軸において、市民や来街者が歩いて楽しめる賑わいや界索性などを感じられる景観づくりを進めます。

また、市民や事業者が地域への誇りと愛着を持って暮らしていくことができるよう、市民やエリアマネジメント団体などの地域団体との共働による景観づくりに取り組みます。

<取組みの基本的な方針>

- 景観上重要な建築物等の景観誘導
- 景観重要公共施設の指定
- 魅力的で秩序ある広告景観づくり
- 大規模建築物等の景観誘導
- 公共空間における良好な景観の誘導
- 都市景観形成地区の指定と景観誘導
- エリアマネジメント団体との共働



街路樹イルミネーション（博多駅）

方針② みどりを守り、創り、生かした景観づくり

海や空からの景観に配慮し、博多湾ややまなみの眺望と海岸線の緑の連続性を確保するほか、道路の美装化や無電柱化など公共空間の景観整備などにより、豊かな自然を感じる景観づくりを進めます。

公園や街路樹等のみどりは、市民生活に潤いや安らぎをもたらす重要な要素であるため、公共施設及び民有地の花や緑をさらに創り、みどりによる魅力的な景観づくりを進めます。

また、花や緑、水辺などの豊かな自然を守り、新たに創り、それらを生かすことで、潤いや安らぎを感じることができるよう、市民や地域団体との共働による景観づくりに取り組みます。

<取組みの基本的な方針>

- 景観重要建造物や景観重要樹木の指定
- 博多港における良好な景観の形成
- 公共空間の景観整備
- 大規模建築物等の景観誘導（再掲）
- 景観上重要な建築物等の景観誘導（再掲）
- 花や緑による良好な景観の形成
- 水辺を生かしたまちづくり
- 都市景観形成地区の指定と景観誘導（再掲）



公共空間の景観整備（北崎）

方針③ 計画的なまちづくりにあわせた賑わいと活気のある景観づくり

計画的なまちづくりが進められている地区において、まちづくりにあたってのルールづくりや、地域の持つ特性の継承などにより、市民や地域団体との共働による地域の個性を生かした景観づくりに取り組みます。

また、都市景観の形成に大きな影響を与える大規模な建築物等を中心に、形態や色彩、意匠を誘導するなど、周辺の自然環境やまちなみと調和のとれた景観づくりを進めます。

あわせて、市民の景観意識の一層の向上を図るとともに、景観づくりに向けた地域団体等を積極的に支援するなど、市民や地域団体との共働による景観づくりに取り組みます。

<取組みの基本的な方針>

- 都市景観形成地区の指定と景観誘導（再掲）
- 大規模建築物等の景観誘導（再掲）
- 多様化するニーズなどに対応した景観誘導
- 景観意識の啓発
- 地域主体の景観づくり



都市景観形成地区（千早）

方針④ 歴史と文化を守り生かす、刻^{とき}の厚みを感じられる景観づくり

神社や仏閣など歴史的な建造物を中心に、周辺の建築物等の高さや形態、意匠などを誘導するなど、歴史と文化を守ることで、市民が愛着や誇りを持ち、刻の厚みを感じられる福岡らしい景観づくりを進めます。

また、歴史的なまちなみの形成を進めている地区において、道路の美装化や無電柱化など公共空間の景観整備により、歴史資源を生かした景観づくりに取り組みます。

あわせて、歴史資源を生かしたまちづくりへの市民の関心の一層の向上を図るとともに、よりきめ細かな景観誘導のルールづくりなど、市民や地域団体との共働による景観づくりに取り組みます。

<取組みの基本的な方針>

- 民間建築物の修景助成
- 大規模建築物等の景観誘導（再掲）
- 景観上重要な建築物等の景観誘導（再掲）
- 公共空間の景観整備（再掲）
- 都市景観形成地区の指定と景観誘導（再掲）
- 景観意識の啓発（再掲）



民間建築物の修景助成
（上呉服町）

住宅市街地づくりの基本的な方針

方針① 良好な住環境の保全・形成

子ども・若者から高齢者まですべての人が安心して快適に住み続けられるよう、都市構造や交通・上下水道などの都市基盤を踏まえながら土地の有効利用を図るとともに、地域と共働で地域特性に応じた、みどり豊かで良好な住環境の保全・形成を図ります。

<取組みの基本的な方針>

- 地域特性に応じた良好な住環境づくり
- みどり豊かでゆとりある住環境づくり
- 周辺環境と調和した市街地づくり
- 都市基盤等を踏まえた土地の有効利用
- まちづくりルール策定などの取組み支援



良好な住環境の形成
(アイランドシティ
まちづくりエリア)

方針② みんなにやさしい居住環境の形成

高齢者世帯が健康で安心して暮らせる住宅の供給を促進するとともに、円滑な住替えや、家庭や地域で安心して暮らし続けるための支援の充実を図るなど、高齢者世帯が住みやすい居住環境の整備を進めます。

また、子育てしやすい住宅の供給を促進するとともに、子どもの成長に応じた住替え支援の充実や、子育て環境の整備の促進を図るなど、子育て世帯が住みやすい居住環境の整備を進めます。

あわせて、誰もが安心して暮らせる住まいづくりや、多様な世帯・世代が暮らしやすいまちづくりを促進するなど、ユニバーサルデザイン¹の理念による住まいづくり・まちづくりを進めます。

<取組みの基本的な方針>

- 安心して暮らせる住宅の供給促進
- 円滑な住替えに向けた支援の充実
- 包括的な支援体制の充実
- 子育てしやすい住宅の供給促進
- 子どもの成長に応じた住替え支援の充実
- 子育て環境の整備促進
- すべての人にやさしい住まいづくりの促進
- 多様な世帯・世代が暮らしやすいまちづくりの促進



市営住宅の
車椅子利用者向け住戸

¹ ユニバーサルデザイン: 年齢や性の違い、国籍、障がいの有無などに関わらず、すべての人が自由に快適に利用でき、行動できるような思いやりあふれる配慮を、まちづくりやものづくりなどのあらゆる場面で、ハード・ソフトの両面から行っていくという考え方。

方針③ 住宅セーフティネット¹の充実

市営住宅を中核としつつ、公的賃貸住宅や民間賃貸住宅を合わせた賃貸住宅市場全体で、住宅確保要配慮者の住まいの確保を進めます。

また、多様な主体や福祉施策との緊密な連携により、入居から退去まで切れ目のない支援を図るとともに、被災者への住宅支援の充実を図るなど、住宅確保要配慮者に対する居住支援の充実を進めます。

<取組みの基本的な方針>

- 市営住宅の効率的・計画的な更新
- 公的賃貸住宅の連携強化
- 民間賃貸住宅の有効活用
- 多様な主体と連携した居住支援体制の充実
- 福祉と連携した入居・生活支援の充実
- 災害時の迅速な被災者支援の実施



市営住宅の建替え
(城浜住宅)

方針④ 豊かさや安全・安心をそなえた住生活の実現

災害に強く防犯性の高い住まい・まちづくりの促進や、防災等に関する地域等の取組みの支援を図るなど、安全・安心な住生活を実現する住まいづくり・まちづくりを進めます。

また、脱炭素社会の実現に向け、新築と既存の両面で環境に配慮した住宅の供給を促進するとともに、緑化や木材利用の促進などの環境と共生するまちづくりに取り組むなど、環境に配慮した住まいづくりを進めます。

あわせて、市民への周知啓発や自治会への支援などにより、地域活動への参加や交流を促進するとともに、大規模団地の建替えなどにおける地域の拠点づくりを促進するなど、住生活を支えるコミュニティの形成を進めます。

さらに、地域の魅力・特性に応じた、良好な居住環境の形成や定住化を促進するなど、住み続けられる居住環境の整備を進めます。

<取組みの基本的な方針>

- 災害に強い住まい・まちづくりの促進
- 防災等に関する地域等の取組みの促進
- 防犯性の高い住まい・まちづくりの促進
- 環境に配慮した住宅の供給促進
- 環境と共生するまちづくりの促進
- 良好なコミュニティ形成の促進
- 地域共生に向けた環境整備の促進
- 地域の魅力・特性に応じた居住環境の整備の促進



市営住宅の耐震化
(福浜住宅)

1 住宅セーフティネット：自力では住宅を確保することが困難な者が、それぞれの所得、家族構成、身体状況等に適した住宅を確保できるような様々な仕組み。

方針⑤ 良質な住宅ストックの将来への継承

良好なマンションの形成に向け、管理組合の自主的な管理運営や維持修繕・再生に係る支援、管理不全マンションへのプッシュ型支援などにより、マンションの管理適正化を図るとともに、居住者への良質な居住環境確保に係る周知啓発などの取組みを進めます。

また、空き家対策については、居住時からの啓発により、空き家化の予防・適切な管理を促進するとともに、空き家の多様な利活用や流通の促進、放置空家等の解消などの取組みを進めます。

<取組みの基本的な方針>

- 管理組合の自主的かつ適正な管理運営や円滑な維持修繕・再生の促進
- 管理不全マンションの予防・改善に向けた適正管理への誘導
- 安全・安心・快適な住生活を支える良質な居住環境の確保
- 空き家化の予防、適切な管理の促進
- 空き家や跡地の利活用の促進
- 放置空家等への対策の推進



空き家改修

環境都市づくりの基本的な方針

方針① カーボンニュートラルを実装したまちづくり

脱炭素型ライフスタイル・ビジネススタイルへの転換や、省エネルギー化、再生可能エネルギーの利用拡大、イノベーションの早期社会実装など、温室効果ガスの排出削減等を図り、気候変動の緩和策を推進します。

また、自然災害の激甚化や熱中症リスクの増加など、すでに生じている、あるいは将来予測される気候変動による被害を適切に評価し、回避・軽減させる適応策を推進します。

<取組みの基本的な方針>

- 都市の特性を踏まえた脱炭素戦略の策定及び推進
- 建築物等の省エネ化
- 再エネの利用拡大
- 公共交通等の利用促進
- 自動車等の脱炭素シフトの推進
- シェアモビリティ等の推進
- 公共施設等の脱炭素化
- 浸水対策など、温暖化による影響の回避・軽減



ペロブスカイト太陽電池

方針② 地球にやさしい循環のまちづくり

廃棄物の減量に向けて、3R+リニューアブル¹（再生材利用等）の取組みを推進します。また、家庭ごみや事業系ごみの資源化に取り組み、循環経済への移行を図ります。

あわせて、平時から災害時まで、円滑に廃棄物を処理することができる安全・安心な処理体制を整備するなど、将来にわたって安定的なごみの適正処理に向けた取組みを推進します。

<取組みの基本的な方針>

- 家庭ごみ・事業系ごみの発生抑制・再使用・リサイクル
- 適正な廃棄、処理の徹底
- 持続的なごみ処理施設の整備・運用
- ごみ焼却熱の有効利用



生ごみ堆肥の活用

¹ 3R+リニューアブル：発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）に加え、バイオマス化・再生材利用等（Renewable）を行うこと。

方針③ 多様性にあふれた自然共生のまちづくり

ふくおかの豊かな自然と多様な生きものから受ける恩恵を将来にわたって享受するため、多様な主体と連携・共働して、環境負荷の低減や多面的機能の活用、生物多様性の保全・回復・創出に取り組みます。

また、豊かな自然の恵みをもたらす博多湾や、市民に潤いと安らぎを与えるみどりを保全するとともに、豊かな水や緑を活かし、自然と共生した魅力的なまちづくりを進めます。

<取組みの基本的な方針>

- 生きものの生息・生育空間の保全・回復・創出
- 生物多様性への負荷低減
- 生物多様性の恵みの活用
- 適切な環境配慮の促進
- 博多湾、干潟、河川の保全
- 親水空間の確保や水資源の有効利用
- みどりの保全・創出・活用



干潟の生きもの観察会

方針④ 安全で良質な生活環境のまちづくり

大気汚染や水質汚濁、土壌汚染等の発生防止、騒音・振動や悪臭の発生抑制に取り組むなど、様々な環境リスクの低減を図り、安全・安心に暮らせる生活環境を保全します。

また、市民や事業者との共働により、自然環境や歴史資源などを生かした、住みよいまちづくりを推進します。

<取組みの基本的な方針>

- 大気汚染対策、水質保全、騒音・振動対策等
- 景観の保全・創出
- モラル・マナーの向上
- まちの美化活動推進



ラブアース・クリーンアップ

防災都市づくりの基本的な方針

方針① 水害に強い都市づくり

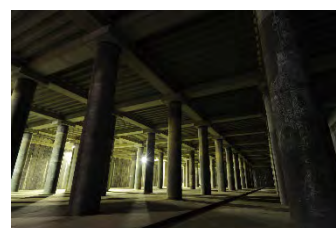
局地的な豪雨の発生頻度の増加や、都市化の進展に伴って雨水の流出量が増大していることから、浸水被害発生が懸念されています。

このため、流域のあらゆる関係者が協働して流域治水に取り組む必要があることから、雨水排水の根幹である河川改修による流下能力の向上を図ることに加え、雨水管やポンプ場などの下水道の能力強化を推進します。

また、森林、水田、ため池などの活用や、雨水貯留・浸透施設の整備などを推進します。

<取組みの基本的な方針>

- 局地的な豪雨などによる浸水被害の軽減に向けた排水施設の整備推進
- 都心部における排水施設に加え、貯留施設などの雨水流出抑制施設の整備推進
- 河川改修や治水池整備など流域治水の取組みの推進



雨水流出抑制施設の整備
(山王2号雨水調整池)

方針② 震災に強い都市づくり

公共建築物や公共土木構造物などについては、地震発生による人命への重大な被害や市民生活への深刻な影響を抑止し、災害対策活動を速やかに行うため、耐震性能の確保を図ります。

また、地震時に火災が同時多発的に発生すると、消防力が分散され、延焼が拡大する恐れがあることから、老朽化した木造建築物が密集している地区などでは、老朽建築物の建替えや耐震化・不燃化により、倒れにくく燃えにくい建物への更新を促進し、安全な市街地の形成を図ります。

さらに、福岡市は、警固断層上に中心市街地が位置しており、大規模な地震被害が想定されることから被害を最小限に抑えるため、特に断層周辺部における建物の耐震化を促進します。

<取組みの基本的な方針>

- 橋梁や上下水道施設などの公共施設の耐震化の推進
- 警固断層帯周辺区域などにおける中高層建築物の耐震化の促進
- 都心部における建物の更新時期に合わせた耐震化・不燃化の促進
- 地下街の防災対策の促進
- 円滑な緊急物資輸送・災害支援などを図る耐震強化岸壁と緑地の整備推進
- 市民への液状化対策の普及・啓発や土木構造物、地下埋設物、建物などへの必要な対策の推進
- 津波に強い都市づくりに向けた施設の必要な整備や避難対策などの検討



整備前



整備後

橋梁の耐震化(西区 興徳寺橋)

方針③ 安全・安心な避難所・避難場所の確保

市民や来街者などが安全に避難できる避難場所の確保に取り組むとともに、避難生活における健康被害、災害関連死の抑制や、すべての人に対する適切な配慮による安心な避難生活を送ることができる避難所づくりに取り組みます。

<取組みの基本的な方針>

- 避難場所としての公園や緑地の確保・整備推進
- 避難場所の確保に向けた民間施設との連携
- 避難所における温かい食事の提供や清潔なトイレの確保など被災者にやさしい環境の整備
- 福祉避難所の拡大や運営体制の強化



移動式トイレの導入

方針④ 安全な避難路・緊急輸送道路の確保

災害の被害拡大防止等を図るため、市民や来街者などが安全に避難できる避難路の確保に取り組むとともに、地震発生直後より、被災地の応急対策従事者や災害応急対策に必要な物資の輸送などを実施する緊急輸送道路の確保などに取り組めます。

<取組みの基本的な方針>

- 狭あい道路の拡幅整備などによる道路空間の確保
- 無電柱化の推進
- 都市間や拠点間を繋ぐ緊急輸送道路の整備（拡幅、橋梁の耐震化）の推進
- 耐震強化岸壁の整備の推進



無電柱化の推進（周船寺駅前線）

その他

<取組みの基本的な方針>

- 災害種別毎のハザードマップや揺れやすさマップなどによる各種防災知識の普及
- 土砂、津波災害等に対する警戒避難体制の整備
- 原子力災害における市民等への情報伝達体制の確立や、知識の普及啓発等

その他の部門の基本的な方針

下水道

施設の老朽化や将来の人口減少等の時代の変化に順応するため、アセットマネジメント¹やDX²の推進、官民連携による下水道事業の効率化等を図り、持続可能な下水道システムの構築をめざします。

また、災害時に市民の生命・財産を守り、下水道機能を保持していくため、ハード・ソフトの両面から、必要な浸水対策や地震対策等を推進し、安全・安心な市民生活を確保します。

博多湾などの公共用水域の水質保全のため、引き続き、最適な汚水処理に努めるとともに、新たなまちづくり等にあわせた下水道整備を進めます。

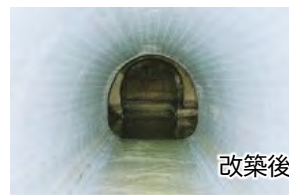
さらに、脱炭素・循環型社会を構築し、地球環境の保全に貢献するため、下水処理水や汚泥、バイオガス³、熱エネルギー等の様々な資源の積極的な活用を進めます。

<取組みの基本的な方針>

- 下水道施設の適切な維持管理・更新
- ハード・ソフト両面からの浸水対策の推進
- 浸水対策と連携した分流化の推進
- 省エネ機器と再生可能エネルギーの導入推進
- 下水処理水や汚泥などの下水道資源の有効利用の推進
- ポンプ場の集約化等による主要施設の再構築
- 重要施設や上下水道一体での耐震化の推進および下水道BCP⁴の充実



改築前



改築後

下水道管渠の改築更新

河川

近年、激甚化・頻発化している豪雨災害への対策を進めるため、河川改修などの流域治水を推進します。

さらに、河川敷の緑化や親水性に配慮し、地域に適応した河川や治水池の環境整備を行い、良好な水辺空間の形成に努めます。

今後、老朽化する施設の増大に対応するため、引き続き予防保全の維持管理に取り組みます。

<取組みの基本的な方針>

- 河川の河道拡幅などの改修や用途廃止された農業用ため池の治水池整備などの流域治水の推進
- 治水機能の向上と併せ、各河川の持つ環境や地域の特性に十分配慮した、うるおいや親しみのある水辺環境の整備
- 護岸、排水機場及び水門などの計画的な点検・更新・修繕による施設の延命化



整備前



整備後

河川改修（周船寺川）

1 アセットマネジメント：計画的な施設の整備、維持管理、大規模修繕などを実施することにより、施設を延命化し、コスト削減を実現するための資産管理手法。

2 DX：Digital Transformation の略。データやデジタル技術を活用したビジネスモデル等の変革。

3 バイオガス：有機物を多く含む汚泥を消化槽という密閉したタンクで発酵させて発生したメタンが主成分のガスのこと。

4 BCP：Business Continuity Plan の略。災害発生時の人、モノ、情報及びライフライン等の利用できる資源に制約がある状況下においても、適切に業務を執行するための計画。

水道

水道は、市民の生活と都市の成長を支える重要なライフラインであることから、将来にわたり安全で良質な水道水を安定的に供給していくため、「みなさまから信頼される水道」を基本理念として掲げ、持続可能な水道事業の構築をめざします。

<取組みの基本的な方針>

- 施設の適切な維持・更新などによる水の安定供給と節水型都市づくりの推進
- 水源地域・流域の水源かん養機能の向上などによる安全で良質な水道水の供給
- 施設の耐震化などによる危機管理対策の推進
- 人材育成や業務の効率化などによる安定経営の持続



水の安定供給（曲渕ダム）

ごみ処理施設

今後の人口動態及びそれに伴うごみの要処理量の推移を踏まえ、市民の快適で安全・安心な生活を支える重要な都市基盤施設であるごみ処理施設の計画的な整備を行います。

また、循環型社会や脱炭素社会の構築に向けて、ごみ処理過程において発生する資源物を回収し、資源化することで、資源循環を推進するとともに、廃棄物発電によるカーボンフリーエネルギー¹を有効活用し、温室効果ガス排出量の削減を図ります。

<取組みの基本的な方針>

- 安定的なごみ処理継続のためのごみ処理施設の計画的な整備、効率的な維持管理、運営
- 太陽光発電などの自然エネルギーの有効活用や、廃棄物発電効率の向上による温室効果ガスの排出量の削減
- 災害時の防災拠点・エネルギー拠点としての機能強化
- 電力の地産地消に向けた発電電力の検討



ごみの適正な処理
（クリーンパーク・臨海）

卸売市場

卸売市場については、市民への安全安心な生鮮食料品を安定的に供給するとともに、広域にわたる生鮮食料品の流通の拠点としての役割を発揮していくため、市場機能の強化等の施策に取り組みます。

<取組みの基本的な方針>

- 鮮魚・青果・食肉市場の適切かつ効率的な管理運営
- 施設の計画的な整備・改修
- 市場関係者と連携した市場の活性化（市場イベントなど）



市場機能の強化（青果市場）

¹ カーボンフリーエネルギー：二酸化炭素を排出しないエネルギーのこと。

小・中学校

小規模校や過大規模校が抱える教育課題を解決し、子どもたちにより良い教育環境を提供するため、「福岡市立小・中学校の学校規模適正化に関する実施方針」に基づき、学校規模の適正化を推進します。

また、学校施設の多くが昭和 40 年代後半から 50 年代に建設されているため、「学校施設長寿命化計画」に基づき、必要な老朽化対策に取り組み、子どもたちが安心して学ぶことができる教育環境の確保を図ります。

<取組みの基本的な方針>

- 小・中学校の統合や分離等による学校規模適正化の推進
- 施設一体型小中学校の整備等による魅力ある学校づくり
- 計画的な改修・建替えの実施



小学校の新設
(照葉はばたき小学校)

その他中核的施設

福岡市の公共施設の多くは、昭和 40 年代から 50 年代に集中的に整備されており、施設の老朽化が進行するなか、引き続き、施設の長寿命化などアセットマネジメントを推進し、中長期的な視点に立って、適切に建替えや改修等を実施します。

地域の活動拠点であるコミュニティ、文化、スポーツ施設などについては、周辺のまちづくりと相互に連携して、再整備に向けた検討を進めます。

地域の中核的機能を担っている医療・福祉・教育などの公益施設の機能更新や機能の充実・強化に際しては、地域まちづくりへの貢献や周辺環境への影響などを踏まえながら、計画的なまちづくりの誘導を図ります。



公共施設の大規模改修
(中央市民センター)

4 都市づくりの指標

本計画は、都市計画に係る施策を総合的かつ体系的に展開していくための指針であるため、第10次福岡市基本計画や関連計画の指標を踏まえ、「都市づくりの基本理念」に関連のある指標を横断的に「都市づくりの指標」として整理しています。

将来の都市構造に示すめざす姿の実現に向け、これらの指標の動向を踏まえ、関連する施策の推進に取り組みます。

指標	現状値	望ましい方向性
基本理念1 交流を育み、都市の成長を図る都市づくり		
自然、歴史、文化芸術、食などの魅力的な観光資源があると感じている市民の割合	82.8% (2024 年度)	+
都心部にオフィス、商業施設、緑などが充実し、賑わいがあると感じている市民の割合	89.6% (2024 年度)	+
入込観光客数	2,309 万人 (2023 年度)	政策推進プランにおいて目標値 + [2,600 万人(2028 年度)]を 設定
都心部の1日あたりの歩行者交通量	18 万5千人 (2024 年度)	政策推進プランにおいて目標値 + [18万8千人(2028 年度)]を 設定
基本理念2 地域の特性を生かし、生活の質を高める都市づくり		
市内の各拠点が充実し、公共交通でつながっていると 感じている市民の割合	83.2% (2024 年度)	+
身近に花や緑があり、潤いと安らぎを感じている市民 の割合	85.7% (2024 年度)	+
1日あたりの鉄道・バス乗車人員	118 万人 (2023 年度)	政策推進プランにおいて目標値 + [125 万人(2028 年度)] を設定
公共公益施設のみどりの面積	612ha (2024 年)	福岡市みどりの基本計画におい + て目標値[613ha(2034 年)] を設定
基本理念3 人と自然が共生し、安全・安心な暮らしができる都市づくり		
海と山などの豊かな自然と都市的な魅力のバランス がとれていて暮らしやすいと感じている市民の割合	92.9% (2024 年度)	+
道路や河川などの整備、地域のつながりなどにより、 災害への備えができていていると感じている市民の割合	62.9% (2024 年度)	+
全市域におけるみどりの面積	18,984ha (2024 年)	福岡市みどりの基本計画におい + て目標値[18,984ha 以上 (2034 年)]を設定
浸水対策重点地区のうち、整備完了地区	71 地区 (2023 年度)	政策推進プランにおいて目標値 + [93 地区(2028 年度)]を設 定